

本訴: 平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

反訴: 平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部宣男

本訴被告・反訴原告 松崎参

### 証拠申出書

平成29年9月12日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

|                    |        |   |
|--------------------|--------|---|
| 本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士  | 小川 隆太郎 |    |
| 同                  | 小田川 綾音 |   |
| 同                  | 高井 信也  |  |
| 同                  | 中島 広勝  |  |
| 同                  | 永里 桂太郎 |  |
| 同                  | 細川     |  |
| 同                  | 本田 麻奈弥 |  |
| 同                  | 渡邊 彰悟  |  |
| 本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士 | 石原 敬   |  |

## 1 本訴原告・反訴被告本人 同行 100分

## (1) 尋問事項

ア 地位

イ 板橋区での在職中の職位

ウ ホタル館での仕事

エ 学位取得の経緯

オ ホタルに関する特許の内容及び特許取得の経緯

カ ホタルの累代飼育の実態について

キ 板橋区によるホタルの生態調査の問題点、及び乙第2号証「乖離報告書」が信用性を欠く理由

ク クロマルハナバチに関する特許の内容及び特許取得の経緯

ケ イノリー企画がクロマルハナバチ事業に関与することになった理由

コ クロマルハナバチの事業に関する板橋区の認識

サ ホタル再生事業に関する職務の内容、及び板橋区の認識

シ 小山町の再生事業が無償とされた理由

ス (有)ルシオラがホタル再生事業に関与するにいたった理由、及び小山町のホタル再生事業における関与の実態

セ 板橋区の原告に対する懲戒処分が理由は事実の根拠を欠いていたこと

ソ ナノ銀を使用していた理由

タ 東日本大震災後、ナノ銀による放射性物質に対する効果についてどのような状況があったか

チ その後どのような場所で実験を繰り返し報告したか。

ツ 被告が繰り返している表現行為による影響

テ 被告から原告の行為や状況について確認を求められた事実の存否

ト その他本件に関連する一切の事項

## (2) 立証事項

被告の名誉毀損行為はいずれも事実の根拠を欠き、違法に原告の名誉を毀損するものであること

2 深田芳恵 同行 30分

(1) 尋問事項

ア 地位

イ 有限会社ルシオラが設立された経緯

ウ 有限会社ルシオラの事業内容

エ 有限会社ルシオラと板橋区との関係性

オ 有限会社ルシオラが関与したホタル水路製作、ホタル生態水槽設置

カ 有限会社ルシオラと原告との関係性

キ 有限会社ルシオラが静岡県小山町のホタル水路整備事業に関与した経緯

緯

ク 有限会社ルシオラが販売する商品

ケ その他関連する一切の事項

(2) 立証事項

深田芳恵は、有限会社ルシオラの代表取締役であり、板橋区のホタル累代飼育に関する特許が使用されたホタル水路製作やホタル生態水槽設置に携わってきた。原告が有限会社ルシオラに利益供与を行った事実ではなく、ホタルの再生事業は原告の独断でなされたものではなく、板橋区の公認・承認のもとになってきたこと。ホタル館においてホタル累代飼育が長年にわたり実現してきたこと。

## 3 駒野いづみ 同行 30分

## (1) 尋問事項

ア 地位

イ ホタル館でボランティアとしてかかわるようになっていた経緯

ウ ホタル館での活動

エ 能登町のクロマルハナバチの事業にかかわるようになった経緯及びその内容

オ ボランティアの一環としてイノリー企画として能登町及び板橋区に協力するようになった経緯

カ 乙第6号証「売買契約書及び秘密保守契約書」及び乙第9号証「業務提携契約書」が作成された時期、作成動機

キ 乙第6号証及び乙第9号証は、ともに、能登町から要請を受けて、原告の上司の了解のもとで作成されたこと

ク イノリー企画はホタル館においてクロマルハナバチの飼育を行ったことはあったか

ケ 開業届の住所地にホタル館の住所を記載した経緯

コ ホタル館にクロマルハナバチの飼育過程で生じる用土を提供し、ホタル飼育に活かされていたこと

サ その他関連する一切の事項

## (2) 立証事項

駒野氏は、ボランティアとして長年ホタル館においてホタル飼育に関与し、平成23年、武蔵野種苗園の後を引き継いで、能登町へクロマルハナバチを販売していた者である。当初、能登町のクロマルハナバチ飼育販売事業のために女王蜂を提供していた武蔵野種苗園が撤退することとなり、能登町及び能登町の同事業に協力していた板橋区のために、駒野氏はイノリー企画として後任を引き受けこととなり、能登町ふれあい公社に対して販売する女王蜂を飼育してきたこと、その過程で作成された乙第6号証及び乙第9号証は、能登町の要請を受け、原告の上司の了解のもとで作成したものであること、イノリー企画はボランティアの一環として当該事業を行っていたこと、イノリー企画がホタル館を活動拠点としたことはなく、板橋区及び原告

から利益供与を受けたことはないこと、クロマルハナバチの飼育の過程でできる用土を、ホタル館に提供し板橋区は経費節約の利益を受けていたこと等を明らかにする。

#### 4 田原義昭 同行 30分

##### (1) 尋問事項

ア 地位

イ 能登町との都庁ふれあい公社との関係

ウ 能登町が板橋区に接触した経緯、動機

エ 能登町がクロマルハナバチの飼育販売事業を開始するにいたった理由

オ 能登町のクロマルハナバチ飼育販売事業のスキーム

カ 能登町のクロマルハナバチ飼育販売事業における原告の役割

キ 平成23年にイノリー企画と契約を締結した理由

ク 乙第6号証及び乙第9号証の作成時期、作成動機

ケ その他関連する一切の事項

##### (2) 立証事項

田原氏は、能登町ふれあい公社の元代表者であり、クロマルハナバチの飼育販売事業について能登町側で関与した中心的人物である。

能登町が当該事業を遂行するにあたっては、原告による技術指導等が不可欠であり、能登町は、事業着手開始の当初から、板橋区に対して協力を依頼し、板橋区はこれに応えて、原告による技術指導等の継続的な協力をしていたのであり、能登町の事業に原告が関与するにいたったのは、決して原告の独断ではないこと、武蔵野種苗園が事業を撤退することとなり、イノリー企画・駒野氏にその後任をお願いしたこと、乙第6号証及び乙第9号証の作成は、能登町側が要望したものであること。